

人事行政の運営等の状況の公表

令和6年度における本町の人事行政の運営等の状況について、小坂町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第5号）第4条の規定に基づき、次のとおり公表する。

小坂町長 細 越 満

1 任免及び職員数の状況等

(1)令和6年度実施職員採用試験による採用者数（単位；人）

試験区分		採用者数
一般行政職	高 卒	2
	短大卒	0
	大 卒	1

(2)令和6年度職種別事由別退職者数（単位；人）

職 種	定年退職	早期退職	その他				計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一般行政職	1	0	0	0	0	0	1
技能労務職	0	0	1	0	0	0	1
計	1	0	1	0	0	0	2

(3)職員数の状況（各年4月1日現在・単位；人）

事務部局		職 員 数		対前年 増加数	備考
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	2	2	0	
	総務・企画	19	20	1	業務分担の見直し
	税 務	4	4	0	
	民 生	9	9	0	
	衛 生	9	9	0	
	農林水産	5	5	0	
	商 工	6	6	0	
	土 木	6	6	0	
	小 計	60	61	1	
特別行政部門（教育）		11	11	0	
公営企業	水 道	1	1	0	
	下 水 道	1	1	0	
	そ の 他	2	2	0	
	小 計	4	4	0	
合 計		75	76	1	

※職員数は一般職に属する職員数である。

(4)一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	等級別基準表の職務 (人)	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額(円)	最高号給の 給料月額(円)
1級	1、主事(7)、技師(1)、 2、主事補(2)、技師補(0)	10	17.2	184,802	259,932
2級	1 主任の職務(11) 2 高度な知識又は経験を 必要とする業務を行う 主事(4)、技師(0)	15	25.9	231,633	310,690
3級	1 主査の職務(7) 2 困難な業務を行う主任 の職務(2)	9	15.5	267,183	357,218
4級	1 課長補佐の職務(15) 2 困難な業務を行う主査 の職務(3)	18	31.0	300,921	388,841
5級	課長、教育委員会事務局長、 議会事務局長、参事、会計 管理者又はこれらの職	4	6.9	323,581	401,027
6級	困難な業務を行う課長等	2	3.5	357,721	418,651

2 給与の状況

(1)人件費の状況

(令和6年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R7.1.1)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	5年度の 人件費率
人 4,421	千円 4,813,403	千円 729,082	% 15.1	% 13.7

※人件費には、特別職（町長、副町長、議員等）に支給される給料・報酬を含みます。

(2)職員給与費の状況

(令和7年度普通会計予算)

区分	給 与 費				職員1人当た りの給与費
	給 料	期末・勤勉手当	その他の手当	計	
予算額	千円 286,120	千円 114,893	千円 45,290	千円 446,303	5,872 千円
構成比	64.1	25.7	10.2	100%	

※その他の手当は、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当、特殊勤務手当の各種手当で、退職手当を含みません。

(3)職員の給料の状況

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		初 任 給	経験年数別平均給料月額		
			7～15 年未満	15～25 年未満	25 年以上
一般行政職	大学卒	227,201 円	275,425 円	321,062 円	386,474 円
	高校卒	195,880 円	254,350 円	271,212 円	378,452 円
	平均給料月額	316,364 円			
	平均年齢	42.6 歳			
技能労務職		高校卒	187,018 円	—	—

(4)諸手当の状況

①期末・勤勉手当 (令和 7 年度支給割合)

区 分		期末手当	勤勉手当
支給割合	6 月支給	1.25 ヲ月分	1.05 ヲ月分
	12 月支給	1.25 ヲ月分	1.05 ヲ月分
	合 計	2.5 ヲ月分	2.10 ヲ月分

※職務の級などにより加算措置があります。

②退職手当 (令和 7 年 4 月 1 日現在)

区 分		退 職 事 由	
		自 己 都 合	応募・定年
支給割合	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 30 年	39.7575 月分	40.709 月分
最 高 限 度 額		47.709 月分	47.709 月分
1 人当たり平均支給額 (6 年度 17,434 千円)			

※支給の割合は国と同じです。

③時間外勤務手当

区 分	令和 5 年度	令和 6 年度
支給総額	10,648 千円	9,225 千円
職員 1 人当たり支給年額	146 千円	130 千円

④特殊勤務手当（令和 6 年度普通会計決算）

i)支給状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	11%
支給対象職員 1 人当たり平均支給年額	1,375 円
手当の種類（手当等）	6 種類
代表的な手当の名称	滅失個体埋葬処理手当 行旅死亡人取扱い作業手当

ii)手当の種類

（令和 6 年度）

手 当 の 種 類	支 給 額
町税及び使用料業務手当	1 日につき 5 0 0 円
行旅死亡人取扱い作業手当	1 回につき 1, 0 0 0 円
滅失個体埋葬処理手当	1 回につき 1, 0 0 0 円
防疫等作業手当	1 日につき 5 0 0 円
家畜伝染病作業手当	1 日につき 5 0 0 円
精神病患者移送手当	1 回につき 5 0 0 円

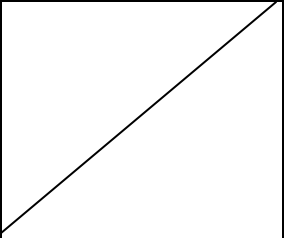
⑤扶養・通勤・住居手当

（令和 7 年度）

手当名	区 分	支 給 額
扶養手当	配偶者	3,000 円
	子	11,500 円
	その他の扶養親族	6,500 円
通勤手当	交通機関利用者支給限度額	支給限度額 55,000 円
通勤手当 住居手当	交通用具（自動車等）利用者 支給限度額	支給限度額 31,600 円
	借家	支給限度額 27,000 円

(6)特別職の報酬等の状況

（令和 7 年度）

区 分		給料（報酬）月額	期末手当	退職手当
給 料	町 長	706,500 円	6 月期 1.7 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.4 月分	給料月額×勤務月数 ×47/100
	副町長	564,300 円		給料月額×勤務月数 ×28/100
	教育長	510,500 円		給料月額×勤務月数 ×21/100
報 酬	議 長	289,000 円	6 月期 1.7 月分 12 月期 1.7 月分 計 3.4 月分	
	副議長	252,000 円		
	議 員	237,000 円		

3 勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況

(令和7年4月1日現在)

一週間の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	8 : 30	17 : 15	12 : 00～13 : 00

(2)休暇の状況

①休暇制度の概要

i)休暇の種類

種 類	内 容	備考
年次有給休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。残日数（20日限度）は翌年に繰り越すことができる。	有給
療養休暇	結核性疾患により長期の療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（2年を超えない範囲内で医師が必要と認めた期間）	有給
組合休暇	職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合（1年につき30日以内）	無給
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要があり、勤務することがやむを得ないと認められる場合与えられる。（90日）	有給
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。（主な特別休暇は次の表のとおり。）	有給
介護休暇	配偶者、父母等の要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。	無給

ii)主な特別休暇

種 類	内 容（日数等）
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるとき。（年5日以内）
結婚休暇	職員が結婚する場合。（7日以内）
出産休暇	女性職員が出産する場合。（産前8週間及び産後8週間）
配偶者出産休暇	妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合。（2日以内）
家族看護等休暇	配偶者、父母、子、孫等の家族の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められるとき。（年5日以内・家族が2人以上の場合は年10日以内）
服忌休暇	親族が死亡した場合で、葬儀、服喪等のため勤務しないことが相当であると認められるとき（親族区分により定める日数。最高で7日以内）
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合（4日以内）

iii)育児休業等

種 類	内 容
育 児 休 業制度	3 歳に満たない子を養育するために、その子が 3 歳に達する日まで休業できる制度
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子がその始期に達するまでの間、常時勤務を要する職を占めたまま、一定の勤務形態により職員が希望する日又は時間帯において勤務することができる制度
部 分 休 業制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1 日の勤務時間の一部(2 時間を超えない範囲内の時間に限る)について勤務しないことができる制度

iv)自己啓発等休業

種 類	内 容
自己啓発休業	公務に関する能力の向上に資すると認められるとき、大学等課程の履修又は国際貢献活動のため 3 年を超えない範囲内において休業できる制度

4 分限及び懲戒の状況

(1)令和 6 年度分限処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行う不利益処分（降任・免職・休職・降給）のことをいいます。

(単位；件)

区 分	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2)令和 6 年度懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分（戒告・減給・停職・免職）をいいます。

(単位；件)

行 為 区 分	戒告	減給	停職	免職	計
信用失墜行為	0	0	0	0	0
一般服務違反	0	0	0	0	0
一般非行	0	0	0	0	0
道路交通法違反（職務遂行中）	0	0	0	0	0
道路交通法違反（その他）	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

5 職員のサービスの状況

(1)令和 6 年 年次休暇の取得状況

(単位；日)

対象人数 A	総付与日数 B	総使用日数 C	使用率(%) $D(C/B \times 100)$	1人当たり 平均使用日数 $E(C/A)$
49	1,803	672.9	37.3	13.7

※令和 5 年 12 月 31 日現在在職職員（長期休職者、派遣職員は除きます。）の状況。

休暇集計期間は令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで。

(2)令和 6 年度育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

(単位；人)

育児休業（女性）			育児休業（男性）			部分休業	介護休暇
取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得可能者数	取得者数	取得率(%)	取得者数	取得者数
1	1	100	0	0	0	0	0

※育児休業「取得可能者数」とは、令和 6 年度に新たに育児休業が取得可能となった職員をいいます。

育児休業の「取得者」とは、令和 6 年度に新たに育児休業を取得した者の数をいいます。

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1)令和 6 年度に受講した研修の状況

(単位；人)

区 分		受講者数
階 層 別 研 修	主事級研修	5
	主任級研修	2
	主査級研修	2
	課長補佐級研修	1
	課長級研修	4
派 遣 研 修	海外研修	0
	その他研修	0

(2)人事評価の状況

評価者

被評価者	一次評価者	二次評価者
課長等	副町長	町長
課長等以外の正職員	課長等	副町長・教育長
再任用職員	班長	課長等
会計年度任用職員	班長	課長等

評価期間 4 月 1 日から 3 月 31 日まで

評価方法 能力評価：期待役割の達成に結び付くような能力の発揮について評価する

業績評価：期待役割の達成に向けた職務遂行の結果としての成果について評価する

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

労働安全衛生法第 66 条の規定に基づき令和 6 年度に実施した健康診断等の受診状況、および令和 6 年度に発生した公務災害の件数を掲載しています。

(1)健康診断等の状況 (単位；人)

区 分	受診者数
定期健康診断	72
人間ドック	35

(2)共済組合及び互助会の事業の概要(令和 6 年度)

①共済制度

本町職員は、秋田県市町村職員共済組合に加入しています。

共済組合では、短期(医療保険)、長期(公的年金)、福祉(保健、貯金、貸付)等の事業を行っています。

これらの事業は、職員の掛金と、町の負担金で運営されています。

2)公務災害の発生状況 (単位；件)

申 請				
		認 定	不 認 定	継続審議
公 務 災 害	1	1	0	0
通 勤 災 害	0	0	0	0

(4)職員からの措置要求・不服申し立ての状況

職員は、給与その他の勤務条件に関して、使用者である地方公共団体の当局が適当な措置を執るべきことについての要求を、またその意に反して懲戒処分等、不利益な処分を受けたと思うときは、それについての不服申し立てを、公平委員会に対してすることができるとなっています。

令和 6 年度において措置要求及び不服申し立てはありませんでした。